

# OECD・BEPS 行動計画 8 評価困難な無形資産に係る移転価格ガイド ライン第6章(無形資産)改正案の発表

15 June 2015

## In brief

2015年6月4日、OECDはBase Erosion and Profit Shifting (BEPS)に関する行動計画8「無形資産に係る移転価格ルールの策定」について、「評価困難な無形資産(Hard-to-value-intangibles (HTVI))に関する改正案を発表しました。

昨年9月に発表された第一次提言で、OECD移転価格ガイドライン第6章(無形資産に対する特別の配慮)の全面改正に係る報告書が示されました。報告書は価値創造活動に合致する移転価格結果を確保するとの趣旨に基づき、無形資産の広範かつ明確な定義の採用、無形資産関連利益の適正配分の確保、価格付けの困難な無形資産移転に係る移転価格税制および特別措置の策定等について記述しています。ただ、暫定記述の部分もかなりあり、第6章D.3「取引時における評価困難な無形資産の取扱い」についても暫定ドラフトでしたが、今回その改正案が発表されました。

今回の討議草案では、評価困難な無形資産に対して納税者が行った価格決定が独立企業原則に基づいているかどうかを検証する際に、税務当局が直面する問題を取り上げています。さらに第三者間では取引時に予測できない変化に基づく価格決定も考えられることから、税務当局もこうした状況への対応を検討する必要があります。また、本草案では、税務当局が納税者と同様の情報を有しない場合における一定の条件下での特別の対応も示しています。

本討議草案へのコメントは、2015年6月18日まで募集されており、7月6日-7日のパブリックコンサルテーションで検討される予定です。

## In detail

### 1. 評価困難な無形資産(Hard-to-value-intangibles)に関する改定案の発表(行動計画8:無形資産に係る移転価格ガイドライン改定案)

無形資産取引は、実際の経済活動と離れた軽課税国・地域への所得移転等が大きな問題とされ、明確な指針の策定が求められてきました。OECD/G20によるBEPSプロジェクトでは、移転価格ガイドライン第6章改定に係る第一次提言報告書を昨年9月に公表し、第1・2章の改定(ロケーションセービングおよびロー

カルマーケットの特徴、集合労働力、多国籍企業のグループシナジーおよびそれらの設例)、第6章の改定(無形資産を巡る諸問題の主要部分として、無形資産の特定、所有および開発・改良・維持・保護・利用、無形資産の使用または移転、独立企業取引条件(arm's length conditions)に係る補助的指針)、第6章の付属(33の設例)について述べられていました。今回発表された討議草案では、第一次提言で暫定記述であった、評価困難な無形資産(Hard-to-value-intangibles (HTVI))についての検討がなされています。

本草案では、評価困難な無形資産を伴う取引において納税者が決定した価格算定の根拠となる独立企業間価格を検証する際に、税務当局が直面する困難について説明しています。また、税務当局と納税者とで共通の情報を有していないことにより、納税者が価格算定の根拠とした情報の信頼性を税務当局が評価するのは困難であることが示されています。さらに、本討議草案は、独立企業間での取引時に結ばれるような予測できない状況への対応も備えた価格取極を含む、独立企業間価格の決定に基づくアプローチを示しています。

このアプローチは、特定の条件の下で、税務当局にとって情報の違いがもたらす状況への対応がなされるように検討されています。特に、予測された結果と実際の結果の違いが不適切な価格算定以外では説明できない時にのみ価格調整が適用されるように設定されています。このように、本草案では評価困難な無形資産を伴う取引における価格取極の妥当性を決定する際に必要な指針を示しています。

## 2. 改正案の内容

無形資産やその権利の取引時に価値算定が困難である場合、独立企業間価格をどのように算定するかが問題となります。独立企業原則に基づいて、独立した企業であれば比較可能な状況において、取引価格の決定における不確実性をどのように考慮したかが参考とされます。例えば、独立企業間で取引後に起こりうる事業活動の変化が予測可能な場合には、予測される変化に基づいた価格決定ができる場合があります。無形資産の価値算定が不明確なため長期的なリスクへの対応が難しい場合には、短期間の契約締結という選択肢も考えられます。予測不可能な変化が起こり、基本的な前提条件が変更された場合には、取引価格やその交渉が見直されるケースもあり得ます。また、独立企業間で価格調整条項が契約に含まれている場合、税務当局はこうした契約条件をふまえて価格を検証することも考えられます。また、取引価格の再交渉が行われるような基礎的な変化が取引後に起こりうる場合、関連者間の比較対象取引の価格を見直す必要が生まれます。

税務当局にとって、どのような変化および事象が無形資産もしくは無形資産に対する権利の移転を伴う取引の価格算定に関連するのか、またそのような変化や事象の発生や発生後の経緯について、取引を開始した時点でどの程度合理的に予測可能であったかを立証し検証することは困難となることも多いと考えられます。

このような場合、税務当局にとって、事後に確認できる利益レベルは、事前に行われた価格決定（取引時に不確実性が認められる場合）が独立企業間価格として適切なものであったかを確認する指標と考えられるかもしれません。税務当局にとって納税者が設定した価格が独立企業間価格であり、予測可能な開発や事象の適切な算定に基づいたものであったかを確認するために、特別な考慮が求められます。

本討議草案において、OECDでは評価困難な無形資産を、無形資産やその権利が関連者間で譲渡される時点で、(i)十分な信頼性のある比較対象取引が存在せず、かつ、(ii)無形資産の譲渡による将来のキャッシュフローや収入について信頼できる予測がえられない、または、無形資産の価値評価に当たって使用される前提が極めて不確実であるものと定義しています（本草案パラ9）。評価困難な無形資産の例としては以下のようなものがあります（同パラ10）。

- 譲渡時点において、部分的に開発されていた無形資産
- 取引後の数年間には、商業的に利用されることが見込まれていない無形資産
- 評価困難な無形資産ではないが、そのカテゴリーの範囲に含まれる他の無形資産の開発や改良と関係する無形資産
- 譲渡時に斬新な方法での利用が見込まれた無形資産

これらの無形資産で見られるように、納税者と税務当局の情報が大きく乖離する可能性がある場合、税務当局が独立企業間価格を算定することが一層困難となる可能性があります。その結果、譲渡から何年も経ち事後の結果がわかるまで、移転価格リスク評価、納税者が価格決定に用いた資料の信頼性の検証、無形資産や無形資産の権利が独立企業間価格で譲渡されたかどうかの確認が難しくなります。

このため、税務当局は、事前に行われた価格決定が適切であったかどうかを確認するために、実際の譲渡における財務実績について事後の結果（証拠）の検証が必要と考えることがあります。しかしながら、事前の価格決定に用いられた情報の信頼性を検証するその他の情報が存在する場合等、事前の価格決定に用いられた情報の信頼性が確保される場合には、事後の実績を検証に用いるべきではないとされています。

事後の実績と事前予測に著しい相違があり、相違が取引時に予測できたとみられる開発や事象による場合、事後の利益レベルを参考にすることが考えられますが、以下の場合には例外となります(本草案パラ13・14)。

- A) 納税者が価格取極の決定のために取引時に用いた事前予測に係る十分な詳細情報を有している場合(価格決定の算定においてリスクがどのように考慮されたか、合理的に予測可能な事象やその他のリスクが漏れなく考慮されたこと等)
- B) 納税者が、財務予測と実績の著しい違いが、予測できないまたは取引時に関連者によって予測することができず、価格決定以後に起こった特異な開発や事象によるものであることを示す十分な証拠を有している場合

このように事後の実績や証拠資料が税務当局に事前の価格決定が適切なものであったかを考慮する資料となりうる場合がありますが、納税者が取引時に予測できたことが価格に反映されていることや、予測と実勢が異なることとなる開発が予測できない事象から生じていることについて、十分に説明できる場合には、事後のデータに基づいて調整の提案を行うことはできないとされています。

### 3. 今後の検討

昨年9月の第一次提言で発表された無形資産についてのガイダンスでは検討される主要項目の中に、移転価格の基本概念である独立企業原則を超える可能性がある特別措置(special measures)として、評価困難な無形資産の価格付けが挙げられました。今回発表された討議草案では、評価困難な無形資産の定義が示され、取引時点において評価が極めて不確実である場合の独立企業間価格の算定と事後データの使用について述べられています。特に事前に価格を決定する際に用いられた情報の信頼性が確保される場合には、事後の利益レベルとの調整はされるべきではないとしています。

移転価格を巡る諸問題は、BEPS行動計画の他の分野と密接な関係もあり、利子の損金算入、恒久的施設(PE)の定義、海外子会社(CFC)税制、デジタル経済問題、紛争解決等の検討内容と整合性を持った形で進められています。今回の草案は、2014年12月に発表された移転価格ガイドライン第一章のリスク、再構築、特別措置に係る提言とそのパブリックコメントを反映して見直しが行われました。本草案を受けて、現行の移転価格ガイドラインでは後知恵として支持されていない、いわゆる所得相応性基準について、今後さらに具体的な検討がなされる可能性があるものと考えられます。

また、本討議草案では、特に追加的に下記についてのコメント募集がなされています。

- 評価困難な無形資産について納税者がより一層の確実性を得るためのメカニズムがあるか。
- 本草案のパラグラフ14で述べられている例外措置に加えて他の例が考えられるか。
- パラグラフ13で述べられている「著しい相違」という概念は定義されるべきかどうか、また定義されるべきとした場合、事前の財務予測と事後の財務結果が著しく違うかどうかを決定するのにどのようなメカニズムを用いることができるか。
- 実務的であり整合性のあるアプローチの導入において追加的なガイダンスを設定するために、更にどのような検討事項が有用か。

本討議草案へのコメントは、2015年6月18日まで募集されています。また、提出されたコメントは、7月6日-7日のパブリックコンサルテーションで検討される予定です。

「評価困難な無形資産」についての討議草案は、以下OECDのホームページをご参照ください。

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project BEPS ACTION 8: HARD-TO-VALUE-INTANGIBLES  
(<http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/discussion-draft-beps-action-8-hard-to-value-intangibles.pdf>)

また、BEPS行動計画の第一次提言の行動計画8については、以下OECDのホームページをご参照ください。

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2014 Deliverable ACTION 8: Guidance on Transfer Pricing Aspects of Intangibles ([http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/guidance-on-transfer-pricing-aspects-of-intangibles\\_9789264219212-en](http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/guidance-on-transfer-pricing-aspects-of-intangibles_9789264219212-en))

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

[kimihito.k.takano@jp.pwc.com](mailto:kimihito.k.takano@jp.pwc.com)

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

[yoshiyasu.okada@jp.pwc.com](mailto:yoshiyasu.okada@jp.pwc.com)

ディレクター

藤澤 徹

080-9707-7045

[toru.fujisawa@jp.pwc.com](mailto:toru.fujisawa@jp.pwc.com)

シニア マネージャー

竹内 千尋

080-3122-7630

[chihiro.t.takeuchi@jp.pwc.com](mailto:chihiro.t.takeuchi@jp.pwc.com)

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約520人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com)をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)をご覧ください。